

「滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

平成 20 年 3 月 17 日から平成 20 年 4 月 17 日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、「滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）」について、意見の募集を行った結果、189 人（団体含む）から 2077 件の意見が寄せられました。

寄せられたご意見は、取りまとめの便宜上、意見の趣旨を損なわないよう要約した概要としました。ご意見の概要およびご意見に対する県の考え方を以下に示します。

【県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報の概要】

（件）

区分		意見数	県内	県外
	数値目標	114	12	102
施策 1	動物の適正飼養の推進	534	195	339
施策 2	動物の終生飼養の推進	464	41	423
施策 3	狂犬病予防の推進	16	10	6
施策 4	動物取扱業の適正化	154	20	134
施策 5	動物の返還・譲渡の推進	494	33	461
施策 6	動物愛護の普及啓発	38	3	35
施策 7	実験動物の普及啓発	112	7	105
施策 8	災害時等の体制整備	96	7	89
施策 9	関係者間の協力体制の構築	14	8	6
その他		41	10	31
	意見総数	2077	346	1731

【県民政策コメント制度で提出された意見・情報とそれに対する考え方】

意見提出者数：189人(県内76、県外113)

		意見の概要	意見に対する考え方
1	数値目標	殺処分削減目標を設定し、限りなくゼロに近づけること。	目標の設定については、収容された犬ねこの生存機会拡大を主眼におき、「殺処分削減目標」ではなく、「返還・譲渡率」を目標値としました。今後も殺処分頭数ゼロに向けて努力していきます。
2	数値目標	収容頭数、譲渡・返還率の目標値をより高く設定すること。	推進計画では、実現可能と考えられる目標値を設定しましたが、目標値を上回るよう今後も努力していきます。

施策1 動物の適正飼養の推進

具体的事業		意見の概要	意見に対する考え方
1	1(1)	「適正飼養による動物の健康と安全の保持」「動物による危害や迷惑問題の防止」に関して、1頭から数頭以内の家庭でペットとして飼う場合と、多頭飼養とは明確に区別すること。「人獣共通感染症」犬を含む恐れのある多頭飼養についての基準を定め、それに基づく、「適正飼養の管理・保管」「施設設備」に関する規則を明確にすること。また、多頭飼育の基準については10頭以上を多頭とし、飼養者に対して、「狂犬病予防や動物愛護管理法の法令遵守事項」等の「講習」受講、原則として行政機関への「許可・登録」を義務付けること。	<p>犬などを多頭飼養する場合、周辺の生活環境を損なう恐れが高く、周辺住民の不安が大きいためから施設を把握することは重要と考えます。このことから、条例により、多頭飼養施設に対する届出、立入調査等の制度を導入することを推進計画に盛り込みます。</p> <p>許可、登録制度、所有権剥奪などについては、全国で一律に取り扱われる事項と考えられることから、国に要請していきます。</p> <p>【修正後】(追加) イ)多頭飼養者への適正飼養の啓発 苦情の原因となる動物の鳴き声、臭いなどは、犬やねこの多頭飼養による場合が多く、このような飼い主には、よりいっそうの責任と義務を自覚することが求められます。多数の動物の飼養保管による周辺環境を損なう事態に適切に対応し、効果的に指導するため、多頭飼養者(施設)については、条例による届出、立入調査等の制度を検討します。</p>
2	1(1)	多頭飼育における適切な常勤動物管理者数の基準、医薬品、消毒剤、洗浄剤の管理と定期報告、強制調査の権限を明確に規定する。	
3	1(1)	不適切な多頭飼育を把握し、飼い主の遵守事項等の徹底を促すため、地区ごとに担当を決め巡回指導を行うこと。	
4	1(1)	多頭飼養者やえさやり等が行われている場所を把握し、ルールやマニュアルに沿った飼養を行うよう指導し、非協力的な飼養者には所有権剥奪などの罰則を設けること。	

5	1 (1)	ボランティア、一般の人などが多頭飼育している場所を市町で把握し、頭数だけで多頭飼育者が一般から迫害されないよう多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣の生活を守るために、適切な監督、助言を速やかに行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。また、行政審査で認められたボランティアは、集合住宅でもその規約に沿う以上の保護することを行政が許可すること。	多頭飼養施設については、条例により、届出、立入調査等の制度を導入することを推進計画に盛り込みます。また、周辺的生活環境が損なわれる事態の発生については、個人あるいはボランティア等を問わず、関係機関と連携し、改善に向けた指導を行います。なお、集合住宅での動物の飼養は、個々の規約に関するものであり、行政が介入するものではないものと考えます。
6	1 (1)	犬の多頭飼育は、とくに近隣の生活環境及び自然環境、さらに琵琶湖の水環境への影響が、深刻であることを十分考慮し、動物取扱業者、多頭の動物を取り扱う動物愛護団体及び個人、また、営利、非営利に係わらず、多頭飼養者に対して、動物愛護管理法を始めとする諸法令・条例に基づいて「動物(犬)の飼養・保管に伴う責任を十分自覚する」と共に、地元住民への説明を十分に行い、「住民合意」を得ること。そして、「法」の遵守を厳格に求めること。	飼養者の責任、自覚および法の遵守については、推進計画に記載のとおり、人と動物双方の健康と安全を保持するための責任と義務を徹底するための施策を展開していきます。また、多頭飼養するにあたり、事前に地元住民の合意を得ることは望ましいことから、できる範囲で行政指導します。
7	1 (1)	多頭飼育における人畜共有感染症(ズーノーシス)やその他腸内感染症など、人間や自然の鳥獣への感染が危惧される病犬の取り扱いを厳重に禁じ、事後の感染についてはかかりつけ獣医師の定期、不定期の往診、受診の義務づけや厳しい顧問指定契約を義務づけること。	感染症に罹患していることを理由に、動物の飼養を禁止することは難しいと考えます。飼養動物が感染症に罹患した場合は、国が定めた、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(以下「家庭動物の飼養基準」という。)により、獣医師により速やかに適切な措置を講じることとされおり、飼養者に対して啓発指導していきます。
8	1 (1)	行政は住民と多頭飼育者及びボランティアとの間にトラブルが発生しないよう、各自自治体と協力し、動物愛護活動の普及啓発を行うと共に、間接的指導に留まることなく、現地視察・救済活動・支援活動など積極的な姿勢で取り組むこと。	動物の飼養に起因するトラブルについては、関係機関と連携し、関係法令に基づいて適正飼養を啓発指導します。
9	1 (1)	多頭飼養者対策は時間が経過するほど状況が劣悪となり労力がかかることから、情報が寄せられた場合、速やかに立ち入り検査等を行い適正飼養についての指導及び改善勧告を行うこと。	不適正な飼養等の情報が寄せられた場合、関係機関と連携して迅速に対応します。
10	1 (1)	「法令・条例」を遵守しない、またその自覚のない業者、団体、個人に対しては、立ち入り調査、帳簿書類の開示、悪質な行為者に対する業務及び取扱いの停止処分、罰金を含む罰則規定を明確にすること。	動物取扱業者には、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という)に基づき調査指導を行い、基準違反に対しては、厳正に対処します。個人の飼養者には、「家庭動物の飼養基準」により啓発指導しますが、取扱いの停止処分などは、全国で一律に取り扱われる事項と考えられることから、県が制度化することは難しいと考えます。

11	1 (1)	糞の後始末をしないなど、他人に迷惑をかけるなどモラルの欠如に問題がある飼い主などについては、飼い主に罰金を支払うなどの法律を制定すること。	糞の始末については、市町で条例を定めているところもあり、市町と連携を図って啓発していきます。一般的なモラルについても、「家庭動物の飼養基準」により啓発指導します。
12	1 (1)	ウンチクリーンアップ作戦のようなものを設ける。町内会でそのような催しものがあれば、認識もかわってくる。	ご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
13	1 (1)	動物保護管理センターの「犬の飼い方講習会」の開催頻度を明確にすること。	動物保護管理センターにおいて、「犬の飼い方講習会」を月3回開催しています。
14	1 (1)	動物の生態、習性並びに感染症についての正しい知識等動物の適正飼養及び保管に努めるとともに動物が人の生命、身体、財産に害を加えることのないよう飼養しなければならないことを定めること。	動物愛護管理法および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例（以下「動管条例」という。）」に規定されています。
15	1 (1)	ねこの適正飼養推進のため、屋内飼養の利点について啓発するパンフレット等を作成し配布するとともに、市町と連携して広報紙等を活用した普及啓発の実施を図ること。屋内飼養できない場合は、繁殖制限措置の普及啓発を図ること。首輪等の個体標識の装着に関しても、同様に周知すること。	ねこの室内飼養、繁殖制限、個体識別措置のリーフレット等を作成し、啓発に努めています。今後ご意見を参考に更に効果的な啓発に努めます。
16	1 (2)	野良ねこ対策として、愛護と管理の両立を目指すガイドラインを作成すること、また行政が主体となって地域住民やボランティア等と協働して、野良ねこを減少させる施策を進めること。	飼養者のいないねこによる生活環境への問題に対応するため、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成することを推進計画に盛り込み、関係団体などの協力を得ながら人とねこの共生について地域全体の合意と協力が得られるよう努めます。
17	1 (2)	効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子ねこの引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行うなど支援策を充実すること。	【修正前】 特に、飼養者のいないねこによる生活環境の問題について、関係団体等の協力を得ながら人とねこの共生について地域全体の合意と協力が得られるよう努めます。
18	1 (2)	ねこの不妊去勢及び、怪我や病気治療に関して「地域の問題」として地域全体で取り組むように自治会等に働きかけ、費用の捻出法などアドバイスしたり、TNR活動に協力してくれる獣医の紹介を行うこと。	【修正後】 特に、飼養者のいないねこによる生活環境への問題に対応するため、 <u>動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成し、関係団体などの協力を得ながら人とねこの共生について地域全体の合意と協力が得られるよう努めます。</u>

19	1 (2)	飼い主のいない猫対策が単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知する。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいないねこ対策の趣旨や手法について県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化すること。	推進計画に記載のとおり、県および市町が連携し、住民間での相互理解を深め、地域全体で問題解決が図れるよう、地域講習会の開催や、自治会を通じた適正飼養の推進に努めます。
20	1 (2)	元から餌やりを行っている者と協力して、餌やりの場所と時間やトイレの設置場所を固定し、片付けをきちんとする等ルールを決めて、美化衛生に努められるよう話し合いの場を設け相談や指導を行うこと。	
21	1 (2)	住宅街での野良ねこ対策として、TNR活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。特に行政は、次の者に強く指導を行い、改善しなければ罰則を科せられるような条例の改正等を検討すること。 ・「地域ねこ」と称して中途半端なTNR活動をする人。 ・無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。	飼養者のいないねこによる生活環境への問題に対応するため、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成することを推進計画に盛り込みます。ご意見のような行為については、法令でも規制がなく、県が上乘せして制度化することは難しいと考えます。
22	1 (2)	住宅地ではなく、公園、河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいないねこ対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町が連携し対策を行えるよう協力し支援する事。そういう場所は既に問題視されている場合が多いので、餌やりや遺棄の禁止等の看板設置等の啓発強化すること。	公園、河川敷、公共施設などを管理する関係部局と連携し、対策を講じていきます。
23	1 (2)	活動開始から数年経ってもねこの数や苦情数が減少しない場合は、原因究明し解決策を立て直すこと。	適宜対応策を見直し、解決に向けた取り組みを進めます。
24	1 (2)	動物愛護推進のモデル地域を設定し、地域をあげての動物愛護精神の普及活動への支援を行うこと。	動物愛護推進員とともに、地域の実情を踏まえた活動を推進していきます。
25	1 (2)	自治会単位での適正飼養への取り組みを行政が支援すること。 例) 自治会単位での飼育動物・のら猫に対するルール作りを支援し、フン放置や、放し飼い、虐待、不妊手術(のら猫も含む)に対して地域で取り組む。行政自身もマニュアルを作成し、支援する体制をつくる。自治会長に適正飼養に関する講習会を受講させる。自治会の中からモデル地域を選び、活動を他自治会などに紹介する。模範地域は優良地域として表彰する。	動物の適正飼養のための普及啓発は、地域自治会等との協力は不可欠であると考えておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。
26	1 (2)	「路上生活の人が飼養する動物への支援」を取組に追加すること。	路上生活の人が飼養している動物の課題は把握していません。

27	2	犬の放し飼いによる事故も考えられることから、現在の係留義務に加え罰則を科す必要がある。それに伴い十分な運動が行えるドッグラン等の整備も課題である。	動管条例に、飼い犬の係留義務、および罰則が規定されています。犬の運動については、飼い主の責任において行われるべきと考えます。
28	2	犬をけい留することを義務付ける場合、犬に十分な運動量、飼主とのコミュニケーション、及び犬がその犬種にあった環境で暮らせることを飼主が確保した上での措置も同時に求めるべき。	動管条例に、飼い犬の係留義務、および罰則が規定されています。犬の十分な運動量の確保などを含めた適正飼養の普及啓発に努めます。
29	3	特定動物が死亡した際は届け出を行うことを義務とし、違反した場合は刑罰を与える条例を策定する。	特定動物の保管頭数の増減については、動物愛護管理法に基づく届出が必要です。届出事項に関する罰則は、同法にもないことから、県が制度化することは難しいと考えます。
30	4	「観賞魚」遺棄による河川等の生態系の悪影響と感染症の拡散防止。	推進計画に記載しているとおり、野生生物、外来生物の飼養については、関係機関と連携し、関係法令に基づいて適正飼養および動物の遺棄防止を啓発します。
31	4	両生類を絶滅に迫る「ツボカビ症」の防止。	
32	4	「鳥獣保護法」との連携を図り、「動物愛護」の普及を野生動物にも適用すること。	

施策2 動物の終生飼養の推進

具体的事業	意見の概要	意見に対する考え方	
1	1	施設に持込む飼い主には、持ち込みに至った詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像や実際の処分現場を見せること。持ち込みした場合は、動物病院で安楽死と同等の持ち込み料、および飼育費用代金や治療費を別途徴収することとし、収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。引き取り動物は、センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐために、センター内で他の動物と接触させる前に駆虫、血液、検便検査を行う事を義務付ける。	引き取り時には、個人の住所氏名および飼養できない理由等を記入してもらうとともに、終生飼養および不妊措置について指導しています。また、殺処分の現場を見せることが、一概に適切な指導方法とは考えていません。まお、犬・ねこの引き取り手数料の徴収を検討することを推進計画に盛り込みます。 【修正後】（追加） また、終生飼養できずに飼養者の都合によって持ち込まれる犬ねこについては、飼養者から、手数料を徴収することを検討します。
2	1	滋賀県では犬・ねこを無料で引き取っていることから、飼い主に安易な飼育放棄をさせる一因となっている。終生飼養の普及啓発のため引取り料を有料にすること。	
3	1	動物を引取りをする場合には、持込料及び飼育費用や治療を要する場合は相当の費用を別途徴収すること。飼い主が負担できない場合は、親近者が支払いをする義務を要するものとする。	

4	1	身勝手な理由による持込には、「動物愛護管理法第1章第2条」に違反したものとして罰則を科すこと。	動物愛護管理法第35条で、知事は犬またはねこの引き取りを所有者から求められた場合は、引き取らなければならないと規定されています。
5	1	獣医師の判断により、回復の見込みのない個体以外の飼い主や業者からの引き取りは禁止すること。	
6	1	定時定点回収を実施している自治体においては即刻廃止すること。	県では犬およびねこの定時定点回収は行っていません。
7	1	犬のフィラリア症の予防薬投与は義務化すべき。	適正飼養のためにも、疾病予防に関する知識の普及啓発に努めます。
8	2	動物の飼養放棄・遺棄等は違法であり、処分の対象であることを周知徹底するよう努めること。	種々の広報媒体を活用し、あらゆる機会を通じて効果的な啓発を行っていきます。
9	2	広報活動により遺棄・虐待は犯罪行為であることを周知し、住民による情報提供の協力を図ること。	
10	2	遺棄を未然に防止する為、県や市町の広報紙などに毎月一回動物愛護管理法第44条を載せたり、捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫すること。	
11	2	動物愛護ダイヤルのようなものを設けて、動物に関する虐待の通報を受けやすくしたり、捨てねこ相談、その他愛護に関する相談を受けやすくすること。	動物に関する相談は、動物保護管理センターが相談窓口となり、対応しています。
12	2	虐待の防止のため、県民に対して「虐待発見時の通報義務」を取組に追加すること。	通報義務や虐待を受けている動物の保護については、全国で一律に取り扱われるべき事項と考えられることから、県での制度化は難しいと考えます。
13	2	虐待を受けている動物を保護できるようにすること	
14	2	動物虐待を罰則にすること	動物愛護管理法第44条に規定されています。
15	2	不適切飼育および虐待、遺棄に関する対応マニュアルを作成し、継続的指導や所有権剥奪などの取り締まりを行うこと。虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門調査員」と市町や動物愛護推進員等が「警察」と連携して、通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。虐待等が発見された場合は、必要に応じて動物の所有権を剥奪できる事とする。専門の調査員は、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていく事とする。	不適切な飼育、虐待および遺棄を防止するため、指導を徹底します。不適切な飼育や虐待により、所有権を剥奪することはできません。動物の遺棄等の虐待防止については、推進計画に記載のとおり、様々な機会をとらえて周知するとともに、関係機関との連携、啓発等多面的に取り組んでいきます。

16	2	虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、専門の調査員と市町や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、調査・捜査や摘発を行えるよう連携体制を強化すること。	動物の遺棄等の虐待防止対策については、推進計画に記載のとおり、様々な機会をとらえて周知するとともに、関係機関との連携、啓発等多面的に取り組んでいきます。
17	2	地元住民からの動物放置や虐待目撃等の情報を広く呼びかけ、地元警察が巡回を行い、地域と動物の安全を確保するよう努めること。	
18	2	動物を遺棄した飼い主を県が被害届を出し罰則を受けさせること。	動物の遺棄が行われないよう、関係機関と連携して対応します。
19	2	虐待、特にネグレクトへの対応。ネグレクトは虐待の判定がつきにくく消極的になりがちですが「ボディコンディションスコア」などの客観的評価基準を採用し適切に対処されることを望みます。	ネグレクトが疑われる事例を探知した際は、飼養者に対する指導を行います。
20	3	狂犬病予防法第4条(登録)の条文に鑑札を付けなければならないとあることから、鑑札装着の広報活動及び徹底を指導すること。	個体識別措置の必要性について、種々の広報媒体を活用し、あらゆる機会を通じて効果的な啓発を行っていきます。
21	3	迷子札による所有者明示は、首輪抜けの可能性を踏まえ、屋内飼養であっても義務づける。犬に限っては、首輪抜けの逸走を未然に防ぐ事を指導強化するべき。	
22	3	逸走時の返還がスムーズに行えるよう迷子札による所有者明示を義務付けること。	個体識別措置の必要性について、種々の広報媒体を活用し、あらゆる機会を通じて効果的な啓発を行っていきます。
23	3	狩猟期間終了後に、狩猟犬が毎年遺棄され問題となることから、猟友会と協力し狩猟犬のマイクロチップ挿入を推進すること。	マイクロチップも含め、名札等による所有者明示を推進していきます。
24	3	迷子札による所有者明示を義務付けると共に、マイクロチップ導入にあたっては、動物への身体への影響・負担を充分配慮し、獣医師会等の専門知識を持って慎重に協議すること。	動物の所有者明示の方法として名札、鑑札、脚環、マイクロチップの装着など、複数の手段が法令で認められていることから、マイクロチップの挿入のみを義務化することは難しいと考えます。現在、動物保護管理センターにマイクロチップリーダーを配備し、確認作業を行っています。
25	3	マイクロチップ挿入を義務とし、違反した場合の罰則を設けること。ペットショップ等で動物を販売する場合、業者がチップを挿入、販売時に情報の修正を義務とし、違反には罰則を設けること。マイクロチップはISO規格とし、獣医師間で挿入する料金等を統一すること。また、県内の行政機関にマイクロチップリーダーを配備すること。10年以内を目処に装着率100%を目標とすること。	
26	3	新規で動物業者から購入する場合は、購入者負担でマイクロチップを装着し、迷子札の購入・装着も義務付けること。	

27	3	狂犬病予防注射の集団接種、病院にかかった際などで、首輪に鑑札または耐久性のある名札をつけてくることを義務付け、接種当日つけているのを確認する。つけていない場合は、厳重に注意すること。	鑑札の装着は、狂犬病予防法により義務づけられているので、ご意見のとおり市町、獣医師会等と連携し、指導していきます。
28	3	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」において、マイクロチップの装着が推奨されています。
29	4	不妊措置を推進するため、助成金制度を導入すること	避妊・去勢措置の費用については、個人の所有財産にかかる費用でありますので、飼い主の責任で負担すべきものと考えます。
30	4	不妊・去勢手術の必要性及び狂犬病予防法により登録・注射は義務であることを県や市町村の広報紙などに毎月一回載せて、飼い主としての責務や終生飼養を徹底的に普及啓発すること。	種々の広報媒体を活用し、あらゆる機会を通じて効果的な啓発を行っていきます。
31	4	多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が実施困難な場合は行政が手助けし金銭面での相談・病院の紹介等を行う。迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。また、世話が困難となり周囲に著しく迷惑をかけると判断される場合は、適正数に調整する事。費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援すること。	不適正な飼養に対しては、関係機関と連携して改善に向けた指導を行います。所有権の剥奪、不妊の義務化は、法令でも規制されていないので、県が上乘せして制度化することは難しいと考えます。手術にかかる費用については、個人の所有財産にかかる費用でありますので、飼い主の責任で負担すべきものと考えます。
32	4	多頭不良飼養制限のため、不妊・去勢手術を法で義務付けること。	不妊の義務化は、法令でも規制されていないので、県が上乘せして制度化することは難しいと考えます。
33	4	マナーを守らない人に重点を置き、これ以上ペット数が増えないよう罰則をきびしくすべき。	
34	5	動物愛護団体や一般で保護活動を行っている者に対しても、相談窓口を設置し支援すると共に、地域ごとに張り紙やチラシ等の設置に協力してくれる企業や店舗を募り、里親さがし希望者からの相談があった場合に迅速に対応できる体制を整えること。	推進計画に記載のとおり、飼えなくなった動物の新しい飼養者を探す仕組みづくりを関係機関や地域等と連携して進めて参ります。
35	5	譲渡したい人と譲り受けたい人とを仲介する「犬ねこの譲渡登録システム」をインターネット版として作成・管理し、県民の誰もが利用できるようにします。	
36	5	「高齢者のみの住宅における病気・死亡等により飼養困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、民生委員、動物保護センターと協力して構築していきます。」を追加すべき。	

施策3 狂犬病予防の推進

具体的事業		意見の概要	意見に対する考え方
1	1	動物病院での登録、注射済票の発行代行を促進すること。	県では、県内各市町と滋賀県獣医師会の委託契約により、動物病院での登録・注射済票の交付ができる仕組みになっています。
2	1	飼い犬の狂犬病予防接種は義務であるとの広報活動及び徹底指導と狂犬病予防法に罰則に基づき違反者は20万円以下の罰金刑として厳しく処分すること。	犬の登録事務を所掌する市町と連携し、また、獣医師会および動物取扱業者等とも協力し、飼養者への指導を強化します。
3	1	犬を多頭飼養している動物取扱業や実験動物施設に犬の登録・狂犬病予防注射の徹底を図ること。	
4	1	犬やその他の動物を、新たに動物取扱業者から購入した場合、その場で登録できるようにする。または、購入時に、取扱業の方から購入者の情報を役所に提出し、購入者に登録用紙を渡し、登録するように指導してもらおう。郵送でも登録ができるようにし、登録料は振り込みなどで、コンビニから送金できるようにする。	
5	1	鑑札については、議事録の意見にもありましたが飼い主が付けやすい形状のものを考えてください。またこうしたものを付けている犬は大切に飼われている・・・という印象をうけさせるようなポスターも必要です。	犬の登録については、動物取扱業者が販売時に購入者に説明するよう指導を徹底し、登録率の向上に努めます。犬以外の動物の登録については、全国で一律に取り扱われるべき事項と考えられることから、県での制度化は難しいと考えます。 鑑札、注射済票は、狂犬病予防法に基づき市町の判断で作成されることから、装着しやすい形状について必要な助言を行うとともに、装着の啓発に努めます。

施策4 動物取扱業の適正化

具体的事業		意見の概要	
1	1	動物取扱業者について、1回/年以上の立ち入り調査を行うこと。法令に抵触する事例を発見した場合は即座に指導し、1ヶ月以内に再調査を行い、改善がない場合、登録を抹消する等、厳しい処分を下すこと。	すべての動物取扱業者に対して計画的・効果的な立入調査を実施し、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が行われるよう指導します。基準違反に対しては、厳正に対処します。
2	1	動物取り扱い施設への立ち入り検査は、事前連絡せず抜き打ちで調査指導をすること。	
3	1	動物取扱業を行う者に対して、適正な施設環境・動物管理責任者の配置に関する履行が正式に行われているか定期的な視察を行い、適切な監督・指導・規制を行う。	
4	1	事業者に対する監視指導を効率的に行うために、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して評価結果に応じて事業者に対して重点的な監視指導を実施すること。また、事業者からの情報収集を行い無登録業者の徹底的な排除に努めること。	動物取扱業者の施設の状況、事業内容等により計画的・効果的な立入調査を実施します。無登録業者の情報があつた場合には、速やかに動物愛護管理法に基づき対応します。

5	1	ペットショップやブリーダーで売れ残った動物たちが実験施設へ売却されることのないよう、そして飼育販売中においても虐待にあたるような行為、不適切な飼育等ないよう調査指導あるいはセミナー等を実施すること。	すべての動物取扱業者に対して計画的・効果的な立入調査を実施し、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が行われるよう指導するとともに、動物取扱責任者研修を実施します。
6	1	動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、1年毎の定期検査を行政が行う。もしくは、許可制を敷き、ガイドラインを満足しない業者には許可しないシステムを構築すること。	動物の取扱業については、動物愛護管理法第10条に基づき、登録（販売、保管、貸出し、訓練、展示）が義務づけられています。
7	1	動物愛護法第8条「動物販売業者の責務」の遵守徹底をさせること。	推進計画に記載のとおり、動物販売業者の責任と義務の徹底について、指導します。
8	1	動物取扱業者が動物愛護管理法律第21条第1項又は第2項の基準を遵守していない場合は、告発も含め厳正に対処すること。	動物愛護管理法に基づき厳正に対応していきます。
9	1	登録標識の表示が未だ周知徹底されておらず、特にインターネット等による通信販売の広告に登録表示がないケースが多く見られる。施設を持たない業者の実態把握と取締りの強化を明記すること。	ネット販売等の実態把握に努めるとともに、標識提示について、立入調査、責任者講習会等で指導を徹底します。
10	1	動物取扱業者の不適切な管理を発見、通報があった場合はすぐに対応するために県で窓口を設けること。	動物取扱業に関する苦情相談は、動物保護管理センターが窓口となり、対応しています。
11	2(1)	ペットショップの責任者だけでなく接客する販売員全ての講習会を開催すること。	動物取扱責任者に対して、責任者講習会で得た知識を他の職員に伝達するよう指導していきます。
12	2(1)	動物取扱責任者に、最新の情報を提供・指導し、テストやアンケート等で理解度の確認を行い、研修内容の充実を図ること。また、責任者に選任される前の初回受講者向けには、基本的な法令等および社会的責任についての内容を加えるなど、必事とされる知識がトータルで習得できるようカリキュラムを工夫し、研修の効果を高めること。研修会充実及び受益者負担の観点から、一定額の受講料を徴収すること。	動物取扱責任者研修は、動物愛護管理法施行細則第10条により定められた内容について、業務に必要な知識および能力がより高まる研修会となるよう努めます。滋賀県では、研修会の受講料を徴収しています。
13	2(1)	動物取扱業者の適正化および知識向上のため、動物取扱責任者研修を義務付け、毎年1回以上開催する。	動物取扱責任者研修は、動物愛護管理法に規定されています。
14	3	動物取扱業者が購入者に対して、終生飼養の責任や犬の登録の実施、費用負担、問題行動の可能性など、飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底すること。	推進計画に記載のとおり、動物の販売に当たっての顧客説明について徹底するよう指導します。
15	3	業者による飼育者等に対する適正飼養説明を義務付けること。	

16	3	ペットを販売するものは、購入者の家族構成・ライフスタイルなどを考慮し、購入者に合った犬種を勧めるよう指導すること。困ったことがあれば、その後のフォロー体制を作ること。購入者から遺棄や虐待を防止するような契約書をとること。また、購入者負担によるマイクロチップの装着を義務づけること。	推進計画に記載のとおり、動物の販売に当たっての顧客説明について徹底するよう指導します。マイクロチップの装着を義務づけることについては、全国で一律に取り扱われるべき事項と考えられることから、県での制度化は難しいと考えます。
17	3	販売する動物の生年月日を表示する際、その動物が繁殖業者から出荷された日も併せて明示すること。	販売に供する適齢期については、離乳期を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになってから販売するよう指導していきます。
18	3	繁殖場では、生後8週齢間での出荷をせずに母犬の元で養うように制度化すること。	
19	3	三か月未満の子ねこ子犬の販売は禁止し、販売時はマイクロチップを装着するよう指導する。	販売に供する適齢期については、離乳期を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売するよう指導していきます。また、販売時には、マイクロチップを含めた、名札、鑑札などによる個体識別措置の説明するよう指導します。
20	3	動物保護管理センターと動物販売業者と連携した飼い方講習会やしつけ教室を開催すること。	動物保護管理センターが行う「飼い方講習会」「しつけ教室」などを動物販売業者に周知し、購入者への受講機会を広げます。
21	3	特定動物を販売する業者は、取扱い動物の明確な入手方法・頭数・性別などを行政に報告することを義務とし、販売の際には飼養者と飼養動物の登録を行った後での引き渡しを義務化する。	特定動物の飼養または保管については、動物愛護管理法により、事前に知事による許可を受けなければならないと規定されています。
22		動物を繁殖売買する場合は個人でも登録を必要とする。個体登録も義務とし、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし業を剥奪し、刑罰を与える。行政の引取り時には、有料制にし、業者からの場合、一般市民よりも多額に設定すること。	個人、法人に関わらず、業として動物を繁殖・売買する場合は、知事の登録が必要です。出産回数については、動物愛護管理法でも規制されていないので、県が上乘せして制度化することは難しいと考えます。動物取扱業者から引取り依頼があった場合は、原則として引取らないこととし、業者自らの責任において対応するよう指導します。
23		団体、個人の営利、非営利の「事業性の峻別」を明確し、動物取扱業を判断すること。	個人、法人に関わらず、業として動物を取扱う場合は、知事の登録が必要です。
24		「繁殖、販売業」の「新規出店、新規開業を禁止」を追加すること。	動物取扱業における販売（繁殖およびネット販売を含む）は、動物愛護管理法に基づき認められている行為です。
25		インターネットでの生体販売を禁止すること。	
26		動物繁殖販売業者においてはトレーサビリティシステムを導入してください。	全国で一律に取り扱われるべき事項と考えられることから、県での制度化は難しいと考えます。

27	4	動物取扱業の対象動物に、両生類、魚類(観賞魚)等を加えること。	対象動物は、動物愛護管理法で定められています。
----	---	---------------------------------	-------------------------

施策5 動物の返還・譲渡の推進

具体的事業		意見の概要	意見に対する考え方
1	1	犬・ねこの返還率を向上させるため抑留期間をできるだけ延長すること。また、收容動物の特徴を詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、情報を提供できるようにすること。記録は最低一年保存すること。掲示の方法はインターネットのみに限らず、行政広報誌、新聞ラジオテレビ等のメディアとも連携を図ること。	收容された犬・ねこの收容期限は動管条例で4日とされていますが、延長して7日間收容しています。收容後は、收容状況や特徴等を個別に記録・管理し、記録は1年以上保存しています。收容情報については、市町による公示はもとより、県のホームページや広報誌など、様々な方法で積極的に提供します。
2	1	犬ねこ以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとし、飼い主が探しやすいようなシステムとする。	負傷動物については、公示、ホームページ等により情報提供しています。
3	1	返還時には再発防止のため、センター内の見学やビデオ等による処分方法の映像を見せるなどの飼い主としての責任に対する意識向上を計るとともに飼養・管理に関する指導も行うこと。	返還時は、飼養者に対して、逸走の防止、名札等所有者明示措置について、文書により指導を行っています。殺処分を見せることが、一概に適切な指導方法とは考えていません
4	2	センター等での收容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。 ・オスメス、小型大型、老仔を分ける ・室温湿度の調整 ・十分な給餌 ・獣医の常勤による健康管理	收容された犬・ねこは個別に管理し、健康状態に応じて室温を管理しています。また、動物に応じた給餌給水、獣医師による健康管理も行っています。
5	2	動物の飼養にあたってその動物の習性および食費、ワクチン接種、疾患の治療などで要する金銭的負担を記載した飼養・譲渡マニュアルを作成する事。飼養希望者が動物の生涯飼育が可能である事を事前審査し、飼養前の講習、指導を受けた後での譲渡とする事。譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置、飼育環境の確認は必須事項とする。	動物を飼養するための心構え、飼い方等についての譲渡講習会を受講した方に譲渡しています。譲渡後の追跡調査についても、訪問、書面などにより、飼養状況を確認しています。
6	2	「特に、致死処分数の多くを占める子ねこについては、飼養可能なボランティア団体との連携による離乳前の子ねこの譲渡を促進していきます。」を追加すべき。	離乳前の子ねこは譲渡が困難なことから、離乳後の子ねこを持ち込むよう飼養者に指導するとともに、ボランティア等との連携による譲渡事業を推進します。
7	2	殺処分頭数減少、動物に生存の機会を与えるために引取られた犬ねこをすべて譲渡の対象とすること。	動物保護管理センターでは、收容されたすべての犬ねこについて、譲渡を前提とした適性チェックを実施しています。しかし、全ての犬・ねこを譲渡することは現実的には困難と考えます。
8	2	病気の動物にも治療を施して、譲渡のチャンスを探ること。	
9	2	より多くの人から里親希望をつるため、県内だけに固執することなく生存の機会を与えるよう努めること。	譲渡後の指導が困難になることから、原則として県内の飼養者へ譲渡することとしています。

10	2	「譲渡会」を地域に根付いた活動にすべく、最低月2回の開催を目標とし開催場所や日時なども、一定の限られた場所だけに拘ることなく、各地域の祭典等の会場にも積極的に赴くようにすること。	祭典会場などでの譲渡会開催は、衝動的な飼養につながる恐れがあること、また、譲渡にあたっては譲渡前講習会の受講、動物へのストレス等の配慮から、動物保護管理センターで2回/月の開催を基本としています。
11	2	「犬ねこの譲渡会」を行う際は、動物の精神的ストレスを考慮した場所の確保や環境を整備する。	
12	2	譲渡される動物は、原則、不妊処置を行う事を義務化とし、譲渡後も証明書を送らせるなどの追跡調査によって不妊処置の確認と飼育環境の確認を徹底すること。	不妊手術については、飼い主の責任で実施すべきものと考えます。譲渡希望者には、事前の譲渡講習会で指導し、譲渡時には誓約書の提出を求めています。
13	2	犬・ねこを譲渡する際には避妊・去勢措置をした上で譲渡すること。	
14	2	譲渡を手伝ってくれる民間団体、個人を登録し、収容動物の情報を官民で共有し譲渡率を上げること。	
15	2	センターに保護されている動物の給餌や散歩・掃除などの世話を手伝ってくれるボランティアを学校や地域単位で募集するなど動物愛護精神の普及活動の場を拡大すること。	譲渡事業の推進については、関係団体やボランティア等との協力体制は不可欠と考えています。
16	2	環境省よりの通達にあります、出来るだけ生存の機会を与え譲渡に努力するように、との実現のために民間愛護団体のシェルターと連携し動物たちが生きる道を模索すること。	
17	2	動物飼養に適した施設環境への修繕・整備を行う。	
18	2	センターを、現行の殺処分場からシェルターへと転換を行うこととし、必要な施設の整備を行うこと。	随時、動物保護管理センターの施設整備を行っています。
19	2	責任感のある譲受人でも、環境が変わり飼育困難になる場合もあるので、譲受人からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介を行う窓口を設置すること。	動物に関する相談は、動物保護管理センターが相談窓口となり、対応しています。
20	2	譲渡に関する情報はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の行政広報誌、小中学校の「学級だより」、新聞、テレビ局等とも連携を図り、開催日時・場所・対象動物の写真や詳細を提供すること。	ご意見を参考にさせていただき、インターネットでの情報公開に加えて、更なる情報提供に努めます。
21	2	ポスター・看板・広報・新聞・テレビ・インターネット等あらゆるメディアを使って、前年度の殺処分数と譲渡数、譲渡率を公開すること。ボランティアなどに頼らず、行政自ら積極的に公開し、譲渡希望者を募ること。	

22	2	実験動物としての払い下げは禁止する条例をつくるべきだ。	県では、実験・研究施設への犬・ねこの譲渡は、行っていません。
23	2	譲渡する際には、身元の確認、審査、追跡調査をかならず行うこと。	譲渡を受ける方の住所、氏名の確認、譲渡前講習会の受講、追跡調査を実施しています。
24		動物の殺処分方法は5年以内（10年以内、即刻）に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。	国が示す「動物の処分方法に関する指針」に基づき、できる限り動物に苦痛をあたえない方法で実施しています。
25		動物の殺処分は可能な限り苦痛のない方法を取るべき。二酸化炭素による大量処分機は維持管理にコストがかかるので、今後は麻酔薬の注射、睡眠薬の投与等に代えていくことは可能であると考える。	
26		殺処分の方法を個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行し、その際持ち込んだ飼い主にも立ち会わせる。	
27		複数の獣医師の判断により回復の見込みが無いと判断された場合で尚且つ痛みに苦しんでいる個体に限り、個体ごとの麻酔薬による安楽死を施すものとする。上記以外の理由・方法での致死処分は行わない。	
28		収容動物に対する感染症予防のワクチン接種を施し、負傷・衰弱した動物を保護した場合は、獣医師による治療を行うこと。	
29		行政の動物飼養施設、および民間の動物保護施設について、動物の健康と安全確保のため、施設基準および飼養保管の基準を定めること。	飼養動物の基準として、家庭動物および展示動物の飼養及び保管に関する基準があります。
30		保健所・愛護センター等に引き取られた犬・ねこの取扱いにおいて、一般飼養者への譲渡とともに、アニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにすること。	一般飼養者への譲渡に限らず、幅広い譲渡先を検討していきます。

施策6 動物愛護の普及啓発

具体的事業		意見の概要	意見に対する考え方
1	2	動物愛護精神・管理のあり方を、学校での授業の一環に盛り込むよう教育局との協力体制を整備する。	推進計画に記載のとおり、教育機関等と連携し、成長期に応じた動物への接し方や動物を慈しむ心を育てるための事業を実施します。
2	2	デモンストレーションによる動物との接し方や飼い方、虐待行為や遺棄に関する現状などの実態をより多くの住民に知ってもらうことにより、動物愛護管理のあり方について次世代への架け橋とすること。	
3	2	獣医師会やボランティア等と協力し、学校等を巡回訪問し、動物に対する基礎知識の提供や「動物は自分たちと同じ命あるものである」ことを実感できる体験学習などの活動を支援すること。	

4	2	子供（中学以上）にセンターで行われている殺処分について知らせ、無責任な人たちにより、動物たちがどんな状況に置かれているかを伝えること。	動物保護管理センターで行っている講習会や体験学習では、対象年齢などを考慮し、処分施設の見学などを行い、飼い主の責任について啓発しています。
5	2	動物愛護思想の普及のため、ふれあい教室など保健所等で行われるイベントごとに殺処分されている動物の現状を知らせたり、保健所等の処分施設の公開などを積極的に行うこと。	
6	2	学校飼育動物の「学校かかりつけ獣医師」体制を推進し、学校飼育動物の普及活動を支援すること。	（社）滋賀県獣医師会および市町教育委員会と連携し、教職員を対象とした動物飼育の研修会、および保育園・幼稚園・小学校の子供を対象にした「ふれあい教室」などを通して効果的な啓発に努めます。
7	2	親や教員等、普段児童と接触の多い立場にある教育者に、適切な動物愛護精神を浸透させるべくしつけ方教室やボランティアへの参加を呼びかける。	
8	2	動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。その文について感想文コンテストなどをする。	
9	2	学校飼養動物は、適正飼育することはもちろんですが、繁殖を抑える手術も行うこと。おすとめすを分けただけでは不十分。手術を通して、新たな教育もできるはず。	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
10	3	行政は、動物愛護の基本原則である「終生飼養」の普及・啓発を推進し「優良飼い主」の育成に努めるとともに、広報活動はインターネットだけに頼ることなく、地元の行政広報誌、小中学校などの「学級だより」、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図り、動物愛護推進に努めるべき。	推進計画に記載のとおり、県ホームページや広報誌など、様々な方法であらゆる機会を通して効果的な啓発に努めます。
11	3	議事録の意見にもあったと思いますが啓発などに関しては小さな印刷物をたくさん作るよりもペット用品を置いている大型店舗（スーパー・ホームセンター）などに目立つ大きなポスターを貼ること。	
12	3	滋賀県のホームページから、愛護センターのホームページに行くのは非常にわかりにくい。いくらいい内容の記事を書いても効果が薄れてしまう。もうすこし分かりやすく興味を引くようにすること。	
13	3	適正飼養に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布、ホームページ等の更なる充実の他、町内会などの回覧版を利用するなど、効果的な啓発に努める。	

14	3	不妊・去勢手術の必要性及び狂犬病予防法により登録・注射は義務であることを県や市町村の広報紙などに毎月一回載せて、飼い主としての責務や終生飼養を徹底的に普及啓発すること。	
15	3	既存の講習会・教室に加え、県の新聞や、出来ればTVCM、狂犬病注射の通知等で、「犬にはリードをつけましょう」「鑑札・名札をつけましょう」「狂犬病の注射は義務です」「しついで悩んだら、愛護センターへご相談下さい」と周知徹底すること。	
16	3	動物愛護団体等のブログを活用すること。	
17	3	センターを民間に開放し、動物とのふれあいの場や家族での憩いの場として利用しやすい環境に改善すること。	動物保護管理センターは、犬やねこと触れ合える誰もが利用できる施設として開放しています。
18	4	身体障害者補助犬においても犬各々の個性を尊重し、訓練が過酷にならないよう動物福祉に配慮した活動を推進するものでも明記すること。	身体障害者補助犬等の訓練が適正に実施されるよう関係機関と協力して啓発します。
19		動物介在活動を推進して動物の人への良い影響を広め、愛護の精神をそだてる	ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

施策7 実験動物の適正飼養の推進

具体的事業	意見の概要	意見に対する考え方
1	動物の犠牲をなくし代替法を用い限りなくゼロに近づけること。	推進計画に記載のとおり、国が示す3Rの原則や、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知を図ります。
2	実験施設は、近隣住民が安心して生活できるよう、行政からの立ち入り検査要請があった場合は、全ての施設・設備・飼養動物を公開する義務があるものとする。	実験動物については、国が示す3Rの原則や、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知を図ります。動物実験施設に対する公表と罰則は、全国で一律に取り扱われる事項と考えられることから、県での制度化は困難と考えます。
3	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止し、これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。	
4	動物実験研究機関は、内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を公表すべき。	
5	実験動物及び産業動物の取扱いにおいて、動物愛護の理念に基づいた管理方法・管理施設の衛生環境・頭数の制限・使用目的・3Rの原則に沿った実験を行っているか等、立ち入り検査による厳しい監査を行い、違反した場合には氏名・機関名公表と罰則規定を策定する。	

6		<p>施策の表題に「産業動物」を加え「実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進」とし、国の基本指針に則り産業動物の飼養及び保管に関する基準の遵守義務があることを明記すること。</p>	<p>施策7に、「産業動物」を追加し、「実験動物」と同様に関係機関と連携して、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を図ります。</p> <p>【修正前】 関係機関や関係団体と連携して、・・・（中略）・・・の普及啓発や、実験動物の飼養保管等基準に沿った自主管理の促進に努めます。</p> <p>【修正後】 関係機関や関係団体と連携して、・・・（中略）・・・の普及啓発や、<u>「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」</u>に沿った自主管理の促進に努めます。また、<u>産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」</u>を周知します。</p>
7		<p>「動物実験及び産業動物管理における禁止事項」を明確にし、「県民による監視体制」を盛り込むこと</p>	<p>ご意見の趣旨は、全国で一律に取り扱われる事項と考えられることから、県での制度化は困難と考えます。</p>

施策8 災害時等の体制整備

具体的事業		意見の概要	意見に対する考え方
1	2	<p>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければならない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携を取り、動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。</p>	<p>推進計画に記載のとおり、災害時の動物救護体制を整備します。</p>
2	2	<p>体制の施策だけしか記載されていないように思われるため、適切な管理をする為の施設作りを盛り込むこと。</p>	
3	2	<p>「特に、県防災計画に基づいて、獣医師会、動物愛護協会と協力して動物救済本部を設置。動物飼養者への支援、被災動物の保護、動物と同行できる避難所の設置、住民が動物と暮らせる仮設住宅の設置等について、市町村に助言を行なっていきます。」に変更すべき。</p>	<p>推進計画に記載のとおり、被災した動物の一時保管場所の確保、動物とともに避難する場合の避難場所を整備します。</p>
4	3	<p>感染症対策および地域防災計画対策の一部として、緊急時に飼育動物の命と健康が守られるように取扱いの基準を定めること。</p>	<p>推進計画に記載のとおり、対応マニュアルを作成します。</p>

施策9 関係者間の協力体制の構築

具体的事業	意見の概要	意見に対する考え方
1	動物愛護推進員について委嘱の目標値、期間等を定めること。動物愛護推進員の選抜に関しては、地域の広報誌等を通して広く一般から、動物問題に関心のある人を選び、動物愛護法の知識の習得等、必要な知識を講習会等を開催して人材の育成に努めること。	発足時は70名の動物愛護推進員に3年間の委嘱を行う予定です。その後、活動状況や地域の実情に応じて順次増員していきます。また、活動を推進するための研修会を開催します。
2	動物愛護推進員は地域で動物愛護に熱意を持つ人を市町等から推薦してもらい委嘱すること。また、推進員育成・実務研修会の開催・推進員活動マニュアルの作成・推進員活動を支援するための活動支援窓口を各保健福祉事務所に設置、そしてステッカー（動物愛護推進員証）の作成。	
3	動物愛護推進員は、動物の愛護と適正飼養の重要性の普及啓発、犬・ねこ等のみだりな繁殖防止措置に関する助言、譲渡の斡旋、行政の動物愛護管理施策への協力が期待されます。を追記すること。	動物愛護推進員には、推進計画に記載のとおり、地域における動物愛護管理の推進活動を期待しています。
4	情報提供に協力できる愛護推進員を募って連携することにより、効果的な監視指導を実施していきます。と記載すること。	
5	動物愛護団体や一般で保護活動を行う者に対しても、相談窓口を設置し支援するとともに、張り紙やチラシ等の設置に協力してくれる企業や店舗を募り、希望者からの相談に迅速に対応できる体制を整えること。	動物愛護団体等との協働関係の取り組みを推進します。
6	（財）滋賀県動物保護管理協会が実施している動物愛護フェスティバルや県が実施している犬・猫の譲渡会等については、動物愛護団体等と協働で進めること。また、動物愛護団体が活動しやすいように、イベントの後援・技術び広報支援等を行うこと。	
7	動物の保護を行う際、消防や警察等の協力も必要なことから、救済要請に対応するマニュアルを作成・配布し、愛護活動への理解・協力を呼びかけること。	ご意見を参考に、関係機関と連携し今後の施策を推進します。
8	動物愛護団体は行政の動物愛護施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物が共生する豊かな社会を目指した社会作りを率引していく事が期待されます。を追記すること。	動物愛護団体は、推進計画に記載のある関係団体の一つとしてその役割を期待しています。
9	地域の動物愛護ボランティア団体との連携を図るため、現在県内で活動している動物愛護団体や個人ボランティアに対して認可制をとること。	動物愛護ボランティア等との連携は、認可制によることなく推進します。
10	保健所の職員に対する教育を強化すること。	動物愛護管理員や関係職員の専門的な知識技術の向上のための研修などを実施します。

その他意見

その他の意見につきましては、動物行政に対する要望や今後の施策を実施する際の具体的な意見であり、今回の「滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）」に対するパブリックコメントの対象外としておりますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の概要	
1	この案は、動物愛護法でいうところの【虐待】の定義と同じようなもんです。もっと、具体化してください
2	トラバサミやくくりワナ等、動物に苦痛を与えるワナの設置、製造、販売を全面禁止とすること。
3	マイクロチップをもっと安い値段で装着できるようにすること。
4	不妊手術前の望まない妊娠を防ぐために、獣医師会と慎重な協議の上早期不妊手術の検討を行うこと。
5	不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を3ヶ月齢や4ヶ月齢に早める事も検討に入れる。
6	不妊手術助成制度を推進するために、ワンにゃんお助け募金制度のようなものを作る。
7	事業性があり営利が発生する場合は「納税義務付け」し、収益に対する明確な帳簿書類を完備すること。
8	少しでも、期限を延ばすために、販売している餌で賞味期限が切れて商品にならないものを譲渡してもらうようにする。もしくは、連携している保護団体に譲渡し、資金面で援助する。
9	譲渡目的としたボランティア活動では、不妊手術やワクチン接種・健康診断やケガ・病気等の治療費等多額の費用がかかることから、安価で提供してもらえるよう獣医師会への協力要請を行う。
10	罰則金で盲導犬、麻薬犬、災害救助犬をふやしたらどうでしょうか。
11	犯罪防止策の一環として、児童の登下校の時間帯に合わせて動物の散歩の実施や、夜間の非行犯罪防止対策にも対応した、動物と参加できる見回り隊等を各地域で募集する。
12	凶悪犯罪を未然に防ぐため、学校が主体となって動物との触れあいの場を設け、教育者が子供の変化を記録し、不審な行動や発言があった場合は、専門機関へ相談することが出来るよう「相談窓口」を設ける。
13	ボランティア等と協力し、TVで紹介されていたゴミ分別犬のように、動物の性質や特技等を活用し、地域活動への積極的な参加を働きかける。
14	塾・学校の授業に、かえるやマウスの解剖を禁止する条例をつくること。
15	教育者・保護者・近隣住民からの情報・相談窓口を設置し、児童の動物に対する行動を観察する。
16	運用に係る人材の育成と配置すること。
17	動物愛護管理に係る交付税措置(3.5億円)がとられております。実際は地方交付税に紛れているので、今後動物愛護管理に関して支出した金額の公表を求めます。
18	動物管理のために余分な費用が発生し税金が使われているのであれば、その犬に対し税金を課すべき。

19	施策推進のための予算確保措置（ペット販売税など）
20	野生動物による作物への被害対策にあたり、捕殺ではなく環境の改善に人手と費用をかけること。
21	毛皮は、着ない、買わない、ということを奨励するよう要望する。
22	動物愛護宝くじの発売をお願いします。
23	ボランティア育成にあたって、ボランティアの最大の不安は、保護期間中における不慮のケガ・突然の病気である為、金銭的な負担の配分や、緊急時の受け入れ獣医などを明確にする。
24	自然環境および地域広域住民生活への配慮から遵守すべき対策として 「自然環境保全対策」「生活環境汚染防止対策」「周辺地域迷惑防止対策」など
25	廃業、営業停止時に残された動物を救うため、保険制度や供託金制度などの整備と加入を義務づける。
26	畜産動物も人間同様自由平和に健康に寿命の尽きるまで生きるべきものなので犠牲となる数を減らすべく肉食から菜食へ、牛・豚・鶏も命あるものというアピールを積極的に行うよう条例に加えてほしい。
27	「産業動物管理」について、「動物愛護法に違反した製品は流通、販売を禁止する」を追加すること。
28	施設設置の為の環境保全アセスメントの義務づけ
29	動物愛護活動（個人の資金、寄付による資金、併用資金の別）における「営利性の有無」を明確にし、愛護活動と営利目的の詐称愛護事業を区別する。
30	計画書の中の柱にアニマルポリスの設置案を考慮していただきたい。
31	動物愛護担当職員に以下の機能を持たせてください。立ち入り調査・勧告・命令とうに関する権限、警察との協力、動物の一時保護
32	動物にとって、人間の行政区分は関係ありません。先進国とは言いがたい現在の日本の動物愛護の現状を、少しでも改善していただきたく意見を送付させていただきました。人間と動物が、共に幸せに共存できる国づくりのため、また、青少年の健全な心の育成のため、どうかご尽力くださいますようお願い致します。
33	とにかく動物に優しい滋賀県を作ってくれる事を望みます。動物の愛護、福祉に配慮した滋賀県を作ってくれる事を望みます。畜産動物、実験動物、動物園の動物、コンパニオン・アニマル達に優しい施策を講じてください。どうぞよろしくお願い致します。